INO HIGH SCHOOL

～RULE BOOK～

取り扱いについて

☆　この生徒心得は、本校生徒が明朗健全な学校生活をするため、また学校と家庭との連絡を密にするためのものです。困ったときには、内容をよく読み行動すること。保護者と話合い、担任に相談するよう心掛けてください。

教育方針・校訓

目指す学校像

学校・家庭・地域の連携のもと「社会に役立つ人材の育成」に取り組む学校
～知・徳・体の調和がとれた教育実践をとおして～

育みたい資質・能力(育みたい生徒の姿)【グラデュエーション・ポリシー】

○自分自身を見つめ直し、夢に向かって、何事にも精一杯挑戦し、成功も失敗も糧にできる生徒。
○基本的な生活習慣を身につけ、社会のルールやマナーを守り、命の大切さや他人を思いやる豊かな心を持ち、いじめのない社会づくりに貢献できる生徒。
○部活動や生徒会活動、学校行事などに積極的に参加し、コミュニケーション力や課題解決力を高めることができる生徒。

校　訓

学べ（まな）　鍛えよ（きた）　直向きに（ひたむ）

【日課表】

	平　常	４５分短縮	平常４限	考査
SHR				８：５０～
第１限	８：５０～　９：４０	８：５０～　９：３５	８：５０～　９：４０	９：１０～１０：００
第２限	９：５０～１０：４０	９：４５～１０：３０	９：５０～１０：４０	１０：１５～１１：０５
第３限	１０：５０～１１：４０	１０：４０～１１：２５	１０：５０～１１：４０	１１：２０～１２：１０
第４限	１１：５０～１２：４０	１１：３５～１２：２０	１１：５０～１２：４０	
SHR	１３：１５～１３：２５	１２：５５～１３：０５	１２：５０～１３：００	
掃除	１３：２５～１３：３５	１３：０５～１３：１５	１３：００～１３：１０	
第５限	１３：４０～１４：３０	１３：２０～１４：０５		
第６限	１４：４０～１５：３０	１４：１５～１５：００		

学校生活におけるルールとマナー

○充実した高校生活を送ろう

基本的な生活習慣を身につけ、集団生活の規律・秩序を守り、意欲的に学校生活を送るよう努めましょう。礼儀正しく、思いやりの心を持って、一人ひとりが協力し、高校生としてふさわしい態度で人に接して下さい。楽しく豊かな高校生活を実現しましょう。

○個性を伸ばし、魅力ある人になろう

高校生活は、将来社会で活躍するための大切な準備期間です。自分らしさを大切にしながら、新しいことにチャレンジし、成長していきましょう。そして、自分だけでなく周りの人からも信頼される、素敵な人を目指しましょう。

○良い人間関係を築こう

お互いを尊重し、自分の言葉や行動に責任を持つことが大切です。また、元気にあいさつを交わすことで、明るく気持ちのいい学校生活をつくることができます。小さな心がけで、みんなにとって居心地の良い環境を作りましょう。

1　学校生活について＜基本的生活習慣を確立する＞

規則正しい生活習慣を身につけること、特に学習の習慣を身につけることは、高校生活を送る上でとくに大切なことです。そのために、次の事柄をよく守ってください。

（1） 登下校について

① 登下校時は制服を着用する。
② 始業時（午前８時５０分）には自席に着席する。
③ 欠席・遅刻をする場合は、午前８時３０分までに『すぐーる』にて保護者が連絡する。
④ 学校遅刻した場合は、生徒指導部に遅刻届を取りに行き、学年室で登校したことを確認後、担任または授業担当者へ提出する。
⑤ 登校後、やむを得ず早退が必要な場合は、担任等の許可を得て、生徒指導部で手続きをおこなう。
⑥ 最終下校時刻は原則午後７時とする。

「登下校マナー」
・自転車、歩行者ともに交通マナーを守り、他の人の迷惑になるような行為はしない。
・イヤフォンやヘッドフォンをつけて登下校しない。
・コンビニエンスストアや公園などで溜まり、地域の方の迷惑になるような行為はしない。
・バス・電車等を利用する場合も公共のマナーをわきまえ、周りの人たちに迷惑をかけない。
・学校前の道路で送迎のための駐停車は禁止する（送迎が必要な場合は学年に申し出て、生徒指導で許可得ること）

（2）授業及び休み時間について

① 各休み時間の間に、次の授業の準備をしておく。
・速やかに準備を行い、5 分前行動を心がける。

② 教室以外での授業や集会等で移動する場合は、休み時間中に移動を済ませる。
・教室の施錠を徹底すること。

③ 授業で与えられた課題や宿題にしっかり取組み、提出期限を厳守する。

④ 始業時から終業時までの間は、許可なく校外に出ない。
・やむを得ない場合は、担任または学年の許可が必要

⑤ 保健室で休養した場合は、その旨を担任に報告する。授業に途中で戻る場合は、授業遅刻の届けを学年室で手続きし、授業担当者に提出する。

「授業 5 つのルール」を守る
・時間厳守　・授業の始めと終りに挨拶（起立・礼）をする。
・事前準備（机上には該当の授業道具及び筆記用具のみ出しておく。）
・不要物の持ち込み禁止　・積極的に授業に取り組む。

（3）考査について

① 座席は指定された場所に着席すること。
② 教科書、ノート、プリント等は鞄に入れ、廊下へ持ち出す。
③ 携帯電話、スマートフォン、スマートウォッチは電源を切り鞄の中へしまう。
④ 机の中はすべて空にする。また、机上の落書きは必ず消す。
⑤ 特に指定のない場合を除き、机上には筆記用具、消しゴムのみとする。また、ティッシュを使用する際は、テスト監督の教員に申し出て、事前に許可を得る。
⑥ 不正行為や不正類似行為、まぎらわしい行為はしない。
⑦ 体調不良等、やむを得ない理由を除き、途中退室は禁止する。
⑧ 考査発表日から考査最終日の前日まで、アルバイト、自動車学校での教習は禁止する。

（4）Chromebook の使用について

① 端末は大切に扱うこと
・ケースに入れて衝撃対策を行うこと。自分の端末だけでなく、他人の端末も壊さないように十分注意すること。

② 施錠を徹底すること
・使用しないとき（特に休み時間など）は、必ずロッカーに入れて施錠すること。

③ 毎日自宅で充電を行うこと
・学校での充電はできません。充電切れが心配な場合は、各自でモバイルバッテリーを用意すること。

④ 端末の貸し借りは禁止
・事故や故障などのトラブルを防ぐため、他人と端末を貸し借りしないこと。自分の端末は自分で責任を持って使用すること。

⑤ 授業中の指示を守ること
・授業で使用する必要がないときは Chromebook を開かず、授業に集中すること。

※ **Chromebook を忘れたり、充電が切れたりした場合**

・必ず休み時間中に学年の職員室へ行き、学校の Chromebook を借りること。ただし、必ずその日のうちに返却すること。

※ **Chromebook が故障した場合**

・修理が必要な場合は、保護者から各業者へ修理を申し込むこと。業者への連絡後、担任を通じて、または情報化推進委員の先生に直接、処理（初期化等）を依頼すること。

（５）校内生活について

① 校内では制服を着用する。

② 携帯電話、スマートフォンの使用はマナーを守るとともに、授業中は電源を切り使用しない。

・盗撮・SNS による不正な書き込みや投稿等は法律・条令違反となる。

③ 自分の持ち物には必ず名前を書き、自己管理を徹底する。

④ 貴重品は常に身に付けるか、ロッカーに入れ施錠し管理する。

・必要な場合は担任に預けること

⑤ 学習に不要なものは持ってこない。

・ゲーム機、化粧品類（ヘアアイロンなど）

⑥ 避難経路や避難方法を確認し、緊急の時など迅速・安全に避難できるようにする。

⑦ 校舎、校具を大切に使用し、汚したり壊したりしないよう注意する。

⑧ 常に整理整頓を心がけ、清掃美化に努める。

「校内美化」

・校舎・施設の使用については、常に整理整頓を心掛け、清掃美化に努める。

・ゴミを放置しない。

・持ち物は決められたロッカーに入れて管理し、常に整理整頓をする。

・机の上や足元に授業に関係ないものを置かない。

（６）問題行動及びそれに類似する行為

校内外を問わず、飲酒、喫煙（電子たばこ・シーシャ・VAPE 等含む）、喧嘩、暴力や他人に迷惑をかける行為、法律違反は厳禁。その他、窃盗（万引き等）、交通関係等の問題行動など絶対にしない。警察等の補導を受けた場合は必ず学校へ連絡する。なお、これらの行為については学校として特別な指導の対象となる。

※６生徒指導規定参照

① 犯罪行為

万引き、自転車・オートバイ窃盗、占有離脱物横領、強盗、暴行・傷害（対教師・生徒間・対人暴力）、恐喝・ 金品強要、不正乗車、特別法犯、その他刑法犯等

② ぐ犯・不良行為

喫煙、喫煙同席・所持等、乱暴（対教師・生徒間・対人暴力）、器物破損、暴走行為、家出・無断外泊、怠学、飲酒、けんか、暴言、たかり、深夜徘徊、不健全娯楽、迷惑行為等

③ その他

考査不正行為、無断免許取得、無断アルバイト、指導に従わない、DV（デートDV）、SNS等インターネットによる不正な書き込み等

・生徒間での金品のやりとりや賭け事等も同様

2　校外生活について＜健全な生活習慣をつくる＞

本校生徒としての自覚と誇りを持ち、健全な生活を送る。

（1）生活の基本について

① 外出する際は、家族に行き先、用件、帰宅時間を伝える。

・無断外泊は厳禁

② 夜間の外出（午後１０時から午前５時まで）は青少年健全育成条例により禁止する。

・保護者同伴の場合を除く

③ 休日や長期休業中においても、規則正しい生活を心がける。

・三重県青少年保護育成条例等によって禁止されている場所へ出入りしてはいけない。

④ 住所変更等、家庭状況に変化があった際は、担任に申し出る。

（2）アルバイトについて

アルバイトは届出制で、アルバイトを行なう必要がある生徒は、保護者、担任とクラブ顧問等と相談した後、生徒指導部に「アルバイト届」を提出し、ルールを厳守する。

※アルバイトに関する規定参照

3　服装・身だしなみについて＜落ち着いた学習環境をつくる＞

下記の頭髪、服装規定をよく守り、清潔で端整な身だしなみを心がける。

（1）制服について

① 登下校は、原則学校指定のブレザー、スラックス・スカート（夏用・冬用）、シャツ（長袖・半袖）、ネクタイ・リボン、カーディガンを着用する。

※ネクタイ、リボンについては、長袖シャツ時は必ず着用、半袖シャツ時は自由着用。

※スラックス時はネクタイ、スカート時はリボンを着用する。

② 衣替え時期は設けないが、各自が時期や気候等に応じて学校指定の制服を着用する。

③ 暑さ・寒さ対策として、登下校時に学校指定の体操服を着用することを許可する。

※登校後は制服に着替えること。

※制服忘れについては段階的な指導を行う。

④ 制服の変形や改造は行わない。

⑤ やむを得ず異装しなければならないときは、生徒指導部に申し出る。

（2）制服のサイズについて

スラックス	ウエスト‥‥実寸＋6cm 以内、　長さ・・・床にすらない程度
スカート	長さ‥‥身長を元にした学校基準により決定する。（ひざ丈程度）
ブレザー・シャツ	身体に適した大きさ

【注意】・不適合なサイズの着用・変形・加工は禁止する。変形・加工した場合は、買い直す。（貰い受けの制服についても、不適合なサイズの着用は認めない）
・体型により、特別なサイズの物が必要な場合は学校と販売業者に相談の上、バランスのとれたサイズにする。

（3）着こなし・身だしなみの規定

スラックス	・ファスナー、ホックをきちんと留めベルトを着用し、採寸時の位置で履く。 ・ウエストの位置を下げたり、裾をまくるような履き方は禁止する。 ・裾がぼろぼろにならないように気をつける。
スカート	・採寸時の位置で履く。（ウエストの高さで履くこと） ・ウエストで巻き上げたり、ベルトで留めて短くしない。 ・下から、ズボン類（スウェットやジャージ等）を見せて履くことは禁止する。
ブレザー	・ボタンを留める。※式典は必ず着用 ・校章をつける。
シャツ	・長そでシャツは第一ボタンをして裾をズボンに入れる。 ・半そでシャツは第一ボタンのみ外してよい。 ※ネクタイ・リボン着用時は長そでと同様にする。
ネクタイ、リボン	・下へさげずに襟元で締める。 ・スナップ式リボンは装着の位置を変えない。 ※ゴム式リボンの着用・ボタン位置の変更は認めない。
カーディガン	・学校指定のカーディガンのみ着用を認める。 ・腰に巻いて着用することは禁止する。 ・ブレザーの下に、指定外のカーディガン・セーター・パーカーやジャンパー類等を着用することは禁止する。 ・学校指定のカーディガンの中に指定外のカーディガンを二重に着用することは禁止する。
靴下	・スカート時の長さは、膝下までの長さとする。 ・色については、白、黒、紺、灰色の華美でないもの。 ・靴下を下げて履かないこと。ルーズソックスは禁止。 ・防寒用として、華美でないタイツ類の着用を認める。タイツ類着用時に靴下を履くことも認める。
防寒着 防寒具	・登下校時の華美でないジャンパー・コート類、マフラー・手袋、ウインドブレーカータイプのズボンの着用を認める。

	・学校指定の体操服、クラブで使用している防寒具の上下着用を認める。 ・登下校時以外、校舎内では着用しない。 ・華美な防寒具、プルオーバータイプ（パーカー類）、革ジャンパー・ジージャン・スカジャン・スウェットタイプのズボンは禁止する。 ・ひざ掛けの使用は教室内のみとする。教室移動時に腰に巻いて歩かない。定期考査時の使用は禁止する。
靴	・上履き（スリッパ・体育館シューズ）には必ず記名する。 ・登下校時は、高校生として適切なもの（ローファー、運動靴）を着用する。 ・スリッパ類・スポーツサンダル類での登下校は禁止する。
頭髪	※下記のことは禁止、常に清潔を心がける。 ・周囲を威圧する、不快感を与える、極端な変形などは禁止する。 ・染色、脱色をすること。 ・パーマやアイロンをあてること。(自分でパーマのように加工することも含む) ・エクステンションをつけること。 ・装飾品に該当する髪留めやゴム。(極端に華美なもの・大きなシュシュ・ヘアクリップなどは注意を受けることがある) ※過去に染色・脱色をしたことがある場合、色落ちする度に染め直してもらうことになります。
装飾品・ その他	・化粧、カラーコンタクト、まつげエクステンション、マニキュア、付け爪等は禁止する。 ・ピアス・ネックレス・指輪などの装飾品類は禁止する。 ・首から物をかけない（財布やポーチ、スマートフォンなど） ・スポーツ用チタン製品等の使用は部活動時のみにする。

4　通学について　＜交通安全、命を大切にする＞

自転車の乗り方にはとくに気をつけてください。信号無視、 二人乗り、並進、傘さし、無灯火、イヤフォンを装着しての運転、携帯電話を操作しながらの運転、一時不停止、遮断機下りた踏切立入は厳禁（道路交通法により自転車の違反・反則金あり）です。ヘルメットを着用し、身の安全を確保する。(本校はヘルメットの着用を推奨しています）また、バイク、原動機付自転車などの無免許運転、無許可免許取得などは一切禁止です。

※令和５年４月よりヘルメット着用努力義務

※令和６年 11 月１日道路交通法改定

※令和８年４月より交通反則通告制度により、違反金が科されます。

（1）交通法規・マナーを遵守する。

・交通ルールを守り、常に安全を心がけ事故等に気をつける。

（2）自転車通学を希望する生徒は、以下のことを厳守する。

①「自転車通学許可願」を生徒指導部に提出し、生徒指導部が年度初めに実施する自転車点検を受ける。
② ①の実施後、生徒指導部が発行するステッカーを通学で使用する自転車に貼る。
③ 雨天時は合羽を着用する。
④ 防犯登録を行う。
⑤ 自転車保険に加入する。
⑥ 学校内での駐輪は、指定の場所に施錠（ツーロック）をして停める。
⑦ ヘルメットを着用し、身の安全を確保する。
⑧ 自転車反則金が発生した場合は、生徒指導へ報告する。

（3）原動機付自転車による登校について

原動機付自転車は、鉄道、バスなどの交通機関及び自転車の利用が不可能な地域からの通学などで、校長が特にやむを得ない事情があると認める生徒に対して免許取得、通学を認める場合がある。

5　運転免許取得について

（1）普通自動車運転免許について

① 在学中は原則、普通自動車運転免許の取得を禁止する。但し、進路が決定している３年生で、自動車学校への入校を希望する生徒は、生徒指導部に「自動車学校入校許可願」を提出し、「自動車学校入校許可書」を受け取る。
② 自動車学校への入校は、２学期中間考査後に設定された日以降とし、入校の際は生徒指導部が発行した「自動車学校入校許可書」を自動車学校に提出し、自動車学校から発行された「自動車学校入校報告書」を生徒指導部に提出する。
③ 自動車学校の教習は、放課後及び土曜日・日曜日・祝日とする。
④ 定期考査発表日から考査終了日の前日までの教習を禁止する。
⑤ ④の期間は教習手帳を担任に預ける。
⑥ 平日に修了検定や卒業検定を受験する場合は、「修了検定受験許可証」・「卒業検定受験許可証」の発行を、事前に担任に申し出る。なお、受験許可証発行後、学校のある日に、学校に登校せず修了検定や卒業検定を受験する場合は欠席扱いとなる。
⑦ 合宿での普通自動車運転免許取得は禁止する。
⑧ 就職が決まり職種内容上、準中型自動車運転免許が必要な生徒は、担任に申し出る。
⑨ 自動車学校卒業後、毎年２月 13 日以降（卒業まで）、保護者承諾のもと運転免許センター受験許可証・誓約書を提出し受験する事ができる。
⑩ 免許取得後、卒業するまでは保護者に預け、運転は禁止とする。
※県公安委員会指定の自動車学校に限る。
※バイクの免許取得については、四輪の免許取得と同時取得は原則認めない。

（2）二輪車運転免許について

① 在学中は原則、二輪車運転免許の取得を禁止する。ただし、「4　通学について（3）」で通学を許可された生徒は、生徒指導部で所定の手続きを行った後、原動機付自転車のみ、運転免許を取得する。

② 二輪車運転免許を取得する必要があるなど、正当な理由があると校長が認めた場合は、生徒指導部で所定の手続きを行った後、二輪車運転免許を取得する。※合宿での普通自動車運転免許取得は禁止する。

6　生徒指導規定

●特別指導について

問題行動や高校生としてふさわしくない行為をした場合、生徒がその行動を反省するとともに、今後の学校生活の充実のために懲戒を与えます。

●生徒懲戒の種類

懲戒は、その内容及び運用により「指導としての懲戒」と「処分としての懲戒」の二種類に分けることができます。

【指導としての懲戒】

教育活動の中で、生徒が教育上好ましくない行為や社会通念上、許されない行為を行った時に、教員が叱責したり反省を促したりすることがあります。これらの措置を「指導としての懲戒」と呼び、「叱責」「説諭」「訓戒」「謹慎」などが該当します。

【処分としての懲戒】

処分としての懲戒は、「訓告」「停学」「退学」があり、校長が行います。「指導としての懲戒」を行っても、反省することなく問題行動などを繰り返したり、学校秩序を著しく乱す行為を行い、他の生徒に大きな影響を及ぼす場合に行います。「停学」は、退学に至らないが生徒に反省を促すとともに、他の生徒の妨げにならないようにする意味で、一定期間学校の施設を使用させないという処分です。「退学」は、学校に在籍する権利をはく奪する処分です。

●問題行動について

・指導に従わない態度や言動（指導拒否、暴言、反抗行為など）
・暴力、乱暴（器物破損、言葉による暴力も含む）
・他人への迷惑行為
・携帯電話やスマートフォンおよびＳＮＳの不適切利用や不正な書き込み
・いじめ（特別指導を伴ういじめ）
・喫煙（電子たばこ等高校生が使用を控えるべき物、喫煙具所持や同席も含む）
・飲酒（同席、所持も含む）
・ギャンブル、賭け事、不健全娯楽（パチンコ、パチスロなど）
・恐喝や金品強要

・不正乗車、万引き、窃盗（占有離脱物横領、拾得物横領を含む）などの犯罪行為
・テスト不正行為（カンニング、携帯電話およびスマートフォン使用など）やそれに準じる行為
・原付・二輪・四輪の無免許運転および同乗、無断免許取得（試験場の立入りも含む）
・自動車学校無断入校
・度重なる交通安全違反（自転車マナーや道路交通法違反など）
・怠学
・度重なる校則違反（学校生活での度重なる指導も含む）
・その他（教育上指導が必要と認められる行為）
※上記の行為を行った場合、特別指導として「指導としての懲戒」または「処分としての懲戒」を与える。

アルバイトに関する規定

1　アルバイトについて
本校のアルバイトは「届出制」です。アルバイトを行なう必要がある生徒は、保護者、担任とクラブ顧問等とよく相談した後、生徒指導部に「アルバイト届」を提出すること。ただし、次のことを厳守する。
① 学校生活に支障をきたさない。
② 危険な業務や、アルコール類を主に提供する業務等、高校生が従事するのが不適切であると判断される職種・業務のアルバイトは禁止する。
③ 勤務条件（時給・勤務内容等）が法令に反する職種・業務のアルバイトは禁止する。
④ 勤務時間は三重県青少年健全育成条例で定められる補導の時間までには帰宅している事とする。
⑤ 考査発表日から考査最終日の前日までの期間は、アルバイトを禁止する。

2　アルバイト届出までの流れ
① アルバイトを希望する場合、保護者・担任・部顧問等とよく相談する。
② アルバイト届の用紙を生徒指導室でもらう。その際に、上記１の内容について説明を受ける。
③ アルバイト届の内容を保護者と共に確認をする。（自署）
④ アルバイト先が決まったら、担任の先生と部活動顧問の先生に押印をもらい、アルバイト届を生徒指導部に提出する。

3　注意事項
・アルバイトにより、学業・生活に乱れが生じた場合、アルバイトの停止を求めます。
・アルバイトを辞めた場合は、速やかに担任・生徒指導部に申し出る。

事故時における生徒の対応マニュアル

①まず負傷者の救護→道路交通法で義務づけられています。可能であれば応急処置を行う。
②周囲の安全確保→当事者の安全を第一にさらに第三者への配慮も現場保全が原則ですが、危険な状況であれば安全な場所へ移動させる。周囲の交通が危険な状況であればそれへの対応も行う。
③消防・警察へ通報する。軽微な事故でも必ず届け出ること。
その場で解決せずに、必ず保護者へ連絡すること。お互いの連絡先を交換すること。（後から怪我や被害がわかることもある）
④軽微な怪我でも病院で診察を受けること。
⑤相手の確認→名前、住所、連絡先（電話番号）、車種、ナンバープレート等。
運転免許証、車検証で確実に確認すること。
※ 相手が自動車でない場合（自転車、歩行者）も必ず連絡先等を確認すること。
⑥相手が逃走した場合→人相、車種、ナンバープレート等　特徴を覚えておき、すぐに警察（110 番）へ通報すること。

各種証明書の交付手続きについて

「在学証明書」 「成績証明書」 「卒業見込証明書」 「卒業証明書」 ※卒業後 「卒業証明書」 「成績証明書」 「調査書」 「単位修得証明書」	<交付願い出の時間> 平　日　　午前８時30分～午後５時 休　日　　交付事務は行わない。 ※各種証明書は必要とする前日までに事務室に申し出て、翌日受領してください。

台風時等における生徒の登下校と授業実施について

1．始業時前に暴風警報または暴風雪警報が発表されている場合
（1）生徒は登校せず自宅で待機すること。
（2）午前１１時（午前中授業の日は午前９時）までに解除された場合は、当日の授業を行うので、解除後約２時間の余裕をもって登校すること。
（3）午前１１時（午前中授業の日は午前９時）においてもなお、解除されない場合は当日の授業は中止とする。
※上記（2）の場合、登校に際し、交通機関のまひ、道路や橋梁の決壊、浸水、積雪等により、登校に危険があるか、困難な場合は登校しなくてもよい。なお、その状況を学校へ連絡すること。この場合は出席停止の扱いとする（他の天災異変の場合もこれに準ずる）

2．登校途上において、暴風警報または暴風雪警報が発表されたり、危険を感じる状態になった場合は、安全の確認を図り、直ちに帰宅すること。

3．在校時に暴風警報または暴風雪警報が発表された場合
状況に応じて指示をするからこれに従うこと。

4．休日及び休業中の課外・補習、部活動等も上記に準じる。

5．特別警報（大雨特別警報、暴風特別警報、暴風雪特別警報及び大雪特別警報）が発表された場合も上記に準じる。

6．南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）が発表された場合は、状況に応じて、下校や休校の措置を取る。また、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表された場合は、休校となる。

校則改定の手続きについて

校則は、生徒が健全な学校生活を送り、より良く成長・発展していくために、社会通念上合理的と認められる範囲において、稲生高校の教育目標である、「知・徳・体の調和がとれた教育実践をとおして『社会に役立つ人材の育成』に取り組む学校」の実現という観点から校長が定めるものである。この趣旨にのっとり、校則の改定を行う場合は、次の手続きを必要とする。

ア. 生徒会は、生徒一人ひとりの意見を集約し、生徒会等で論議したうえで、改正案を生徒指導委員会に提案することが出来る。

イ. 生徒指導委員会は、学校や地域の状況、社会の変化等をふまえて、学校教育目標に照らし、毎年校則の見直しを行うものとし、生徒会から提出された改正案の論議を含め、生徒会や教職員の意見を聴取し検討する。

ウ. 検討後、改正案として出された校則については職員会議をへて、試用期間とし一定期間の運用を必要とする。

エ. 運用期間実施後、生徒会及び、生徒指導委員会にて改定可能かの賛否を再検討する。再検討後は、職員会議の承認を必要とする。

オ. 校長は、検討された内容に基づき、適切と判断する場合は、校則の改定を決定し、生徒及び保護者に周知する。